

組合公報 臨時号

令和7年3月18日  
島根県市町村職員共済組合

島共済公告第395号

組合員貸付規則の一部を改正する規則をここに公告する。

令和7年3月18日

島根県市町村職員共済組合  
理事長 中 村 中  
(公 印 省 略)

組合員貸付規則の一部を改正する規則

組合員貸付規則（昭和47年規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付金の限度額)</p> <p>第5条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 普通貸付 給料（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額を支給されるもの又はこれに相当するものとして次のイからニまでに定めるものをいう。掲げる組合員の区分に応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。以下同じ。）の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円）</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第7条 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、次の各号に掲げる基準利率（法第77条第4項に規定する基準利率から法第113条第1項の規定により行われた令和5年度財政再計算の結果に基づき積立剰余を財源として加算している率を除いた率。以下同じ。）の区分に応じ、基準利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。）から、当該各号に定める利率とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>(貸付金の限度額)</p> <p>第5条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 普通貸付 給料（地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額を支給されるもの又はこれに相当するものとして次のイからニまでに定めるものをいう。以下同じ。）の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円）</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第7条 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、次の各号に掲げる法第77条第4項に規定する基準利率(以下「基準利率」という。)の区分に応じ、基準利率が改定された日(理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。)から、当該各号に定める利率とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

2・3 (略)

2・3 (略)

附 則

この規則は、公告の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。